

使用済燃料の県外搬出を求める意見書(案)

国は、令和5年5月に「原子力基本法」を改正し、国の責務として、その安全性を確保することを前提とし、立地地域の課題の解決に向けた取組を推進することを明記した。また、使用済燃料の再処理や対策、廃止措置などのバックエンド対策を、同法において、国が実施する具体的な施策として位置づけた。

全国最多の15基の原子力発電所を抱える福井県においては、再稼働が進む中で、使用済核燃料プールは、今後4年から7年で満杯になる見通しである。使用済核燃料の県外搬出については、一定の道筋は示されたものの、その実行の担保については信頼性に乏しい。

このことについて、県からは、国および事業者に対し、2030年頃に2,000トン規模で操業開始する県外中間貯蔵施設計画の確実な実行を担保すること、また、核燃料サイクルの推進の中核として位置づけられている青森県六ヶ所村の再処理工場の早期完成に、政府全体の問題として取り組むことを既に求めているところであり、国において、下記の事項について、全面に立って取り組むことを改めて強く要請する。

記

- 1 関西電力から示されたロードマップについて、より詳細な内容を早期に明らかにするとともに、安全性の確保を前提に十分な議論を尽くし、県民が納得できる説明を行うこと
- 2 本県は、これまで約半世紀にわたって「国策への協力」という形で原子力発電所の立地を受け入れ、また、使用済燃料の県外搬出については、四半世紀にわたり一貫して求めている。原子力発電の活用による電力の安定供給や脱炭素社会の実現に貢献することが国の責務として位置付けられる中、県民の不安やその声を真摯に受け止め、原子力政策における課題解決に強い覚悟を持って取り組むこと

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する

令和5年10月 日

福井県議会